

民間生保一時払保険の標準利率設定方法の変更について

主席研究員 猪ノ口 勝徳

目次

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4. 変更の影響と今後の見通し |
| 2. 変更前の標準利率設定方法 | 5. おわりに |
| 3. 変更後の標準利率設定方法 | |

1. はじめに

保険業法は、生命保険会社の財務の健全性確保の観点から、標準責任準備金制度を規定している（116条2項）。これは、保険会社の健全性を確保するために、責任準備金の積立方法や、責任準備金の計算に用いる生命表（標準生命表という）、予定利率（標準利率という）といった計算基礎率（標準基礎率という）を当局が定める制度である。

この制度について、2014年6月に標準利率の設定方法が変更された。これまでは保険種類によらず一律の標準利率が設定されていたが、一時払養老、一時払終身、一時払年金等の一時払保険について、新たな標準利率設定方法が導入されたのである。金融庁によれば¹「①一時払終身保険など貯蓄性の高い商品の取扱いの増加、②超長期国債の流通量の増加など保険会社の運用手段の多様化、③貯蓄性の高い商品の負債特性に対応した資産運用手法（ALM）の高度化等、状況の変化が認められることから、告示を改正し、標準利率の改定方法の見直しを行う」とのことである。新たな方法による標準利率は2015年4月1日以降に締結する保険契約に適用されることになっている。

新しい標準利率設定方法の内容は後ほど詳しく説明するが、今回の変更により、一時払

保険の標準利率は従来に比べ変更されやすくなっている。このため、2015年4月には一部の一時払保険の標準利率が引き下げられることになった。他方、従来の設定方法を踏襲する平準払保険については、標準利率は変更されない。一時払保険に係る新方式導入の効果が早くも現れたということかもしれない。

生命保険は長期の契約なので、標準利率の設定が責任準備金や保険料の計算に大きな影響を与える。このため、今回の標準利率設定方法の変更は、保険会社や保険契約者に対して大きな意味を持つものであると考える。そこで本稿では、最初に変更前の標準利率設定方法を見た後で、新しい設定方法について、変更の狙いや具体的な変更内容を詳しく見ていくとともに、その影響等について若干の考察を行うこととしたい。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. 変更前の標準利率設定方法

本節では変更前の標準利率設定方法を見ていくが、その前に予定利率と標準利率について説明しておこう。

(1) 予定利率と標準利率

まず予定利率を説明しよう。保険料は、将

来の死亡率を見積り（予定死亡率という）、これに基づき将来の保険金支払額を見積って、この金額を支払うために必要なものとして設定する。ところで、保険金支払は高齢になるほど多くなるので、保険期間が長期の生命保険では、保険会社はそれに備えて払い込まれた保険料の一部を積み立てておくことが必要になる。これが責任準備金である。

保険会社は、この責任準備金を有価証券投資や貸付などの資産運用に充て、収益を得ることができる。そこで、資産運用収益見込額をあらかじめ保険料から割り引くことが行われている。この計算に用いる割引率を予定利率という。予定利率は保険料計算、責任準備金計算のどちらにも用いられる。

各保険契約に対して、予定利率は保険契約開始時に決定され、通常、保険期間中は変更されない。これに対し、市場金利はそのときどきの経済・金融情勢により変動する。そこで、予定利率は長期にわたる保険期間中に起こりうる低金利状況にも耐えられるような水準で決めることとされている。

次に標準利率を説明しよう。標準利率を含む標準責任準備金制度は、1996年に施行された新保険業法で導入された。これは、保険会社の財務の健全性を確保するために、責任準備金の積立方法や、責任準備金の計算に用いる生命表、予定利率といった計算基礎率を当局が定める制度であ

る。積立方法、標準基礎率は、保険会社の健全性が確保できるような内容で定められている。

ところで、標準基礎率は責任準備金の計算に用いるものであり、各保険会社の保険料の計算に標準基礎率を用いる必要はない。しかし、標準責任準備金の積立ができるように保険料を設定する必要があるため、保険料の計算基礎率が標準基礎率から大きく乖離することはないと思われる。このように、標準基礎率は直接的ではないが、保険料計算に影響を及ぼしているといえる²。

戦後の予定利率の変遷を表1に示す。近年の低金利状況を受けて、1990年4月以降一貫して引き下げられてきたことがわかる。また、1996年4月以降は標準利率である。標準責任準備金制度導入当初、標準利率は数値そのもので定められていたが、2001年4月以降は次に述べるように、一定のルールに基づき市場金利を参照して設定することとされている。

(表1) 生保（個人保険）の予定利率の変遷

適用期間	予定利率
1946.3～ 52.2	3%
52.3～ 76.2	4%
76.3～ 81.3	5% (20年<n)、5.5% (n≤20年)
81.4～ 85.3	5% (20年<n)、5.5% (10年<n≤20年)、6% (n≤10年)
85.4～ 90.3	5.5% (20年<n)、6% (10年<n≤20年)、6.25% (n≤10年)
90.4～ 93.3	5.5% (10年<n)、5.75% (n≤10年)
93.4～ 94.3	4.75%
94.4～ 96.3	3.75%
96.4～ 99.3	2.75%
99.4～2001.3	2%
2001.4～ 13.3	1.50%
13.4～	1%

- ・保険毎日新聞社『生保商品の変遷』等より作成
- ・nは保険期間である。
- ・1996.4以降は標準利率である。

(2) 変更前の標準利率設定方法

標準利率は、ある一定の時期（基準日という）に、過去の一定期間の市場金利実績から基準となる利率（基準利率という）を計算し、それが現在の標準利率から一定幅以上乖離した場合に新しい標準利率を設定し、それを適用開始日以降の新契約に対して適用することとされている。内容を詳しく見ていこう。

① 基準日、変更頻度

毎年10月1日を基準日として、変更の要否を判定する。変更頻度は年1回である。

② 基準利率の算出

㊦対象利率

10年国債応募者利回りを用いる。

㊧観察期間

過去3年平均と過去10年平均のうち低いほうを用いる。

㊨安全率係数

上記㊦で得られた数値を表2に従って区分し、安全率係数を乗じて得られた数値を合計して、それを基準利率とする。

(表2) 変更前の安全率係数

対象利率	安全率係数
0～1%部分	0.9
1～2%部分	0.75
2～6%部分	0.5
6%～部分	0.25

(注) 平成八年大蔵省告示第四十八号より作成

③ 標準利率の設定

㊦変更の要否判定

上記で得られた基準利率を現在の標準利率と比較して、0.5%以上乖離しているときに標準利率の変更を行う。

㊧新しい標準利率

基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率を新しい標準利率とする。

㊨適用開始日

基準日の翌年の4月1日（基準日の6か月後）以降の新契約に適用する。

(3) 変更前の設定方法の特徴

安全率係数については、金利が高い部分ほど低い数値に設定されている。これはおそらく、標準利率を保守的に設定することを意図したものであろう。

次に観察期間については、過去3年間または過去10年間という長期間の実績を用いることとされている。生命保険契約の長期性に鑑み、短期間の市場金利の動向で標準利率を設定することは適当ではなく、長期間の実績を踏まえることとされたのであろう。なお、このことは、標準利率が頻繁に変更されないようにする効果を持つ。その結果、制度が安定的に運用されることになる。

また、標準利率変更の要否判定について、基準利率を現在の標準利率と比較して0.5%以上乖離しているときに標準利率の変更を行うことも、標準利率が頻繁に変更されないようにする効果を持ち、制度の安定的な運用をもたらしている。

以上のように、変更前の標準利率設定方法の特徴は、保守性と安定性であるといえるだろう。

3. 変更後の標準利率設定方法

(1) 変更の目的

先に述べたとおり、金融庁は「①一時払終身保険など貯蓄性の高い商品の取扱いの増加、②超長期国債の流通量の増加など保険会

社の運用手段の多様化、③貯蓄性の高い商品の負債特性に対応した資産運用手法（ALM）の高度化等、状況の変化が認められることから、告示を改正し、標準利率の改定方法の見直しを行う」としている。この意味を考えてみよう。

まず、一時払保険はALMを行いやすい商品である。一時払保険の場合、契約開始時に保険料全額が払い込まれる。このため、その時点の市場金利をベースにして設定した予定利率を用いて保険料を設定するとともに、それを原資に保険契約のデュレーションにマッチした債券投資を行うことにより、ALMを実行することができる。このような保険については、ALMが適切に実施されるのであれば、標準利率について市場金利との連動性を高めることは合理的であるといえるだろう³。

また、一時払保険について市場金利連動性を高めることは、金融市場の安定化にも資するといえるだろう。標準利率の設定は健全性の確保を第一義に、安定的に行われることが必要である。しかし、標準利率の市場金利感応度があまりにも低すぎると、一時払終身、一時払養老、一時払年金のように他の金融商品と競合しやすい特性を有する保険では、場合によっては、これらの保険が金融市場の攪乱要因になる可能性もある。このため、これらの保険については市場金利との連動性を持たせておくことが望ましいだろう。このように、今回の標準利率設定方法変更は時宜を得たものといえるだろう。

それでは次に、一時払終身、一時払養老・年金、その他の保険の三類型に分けて、新しい標準利率設定方法を見ていこう。変更箇所にはシャドウを付したので、その部分を中心に見ていただきたい。

(2) 変更後の設定方法—一時払終身

① 基準日、変更頻度

毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日を基準日として、変更の要否を判定する。すなわち、変更頻度は年4回である。市場金利との連動性を高めるために、変更頻度を高めたものと思われる。

② 基準利率の算出

⑦対象利率

10年国債流通利回りと20年国債流通利回りの平均値を用いる。前に述べたとおり、変更前では、10年国債応募者利回りが用いられていた。

ここで、20年国債を対象に加えたのは、負債側では一時払終身保険のデュレーションが長いこと、資産側では10年を超える国債の流通量が大きくなり、それらの債券に対する生保会社の投資が増えていることを踏まえてのことであろう⁴。なお、応募者利回りから流通利回りに替えたのは、次に見るように今回の変更で観察期間を短くしたので、データ量を確保するために、月次データである応募者利回りから日次データの流通利回りに変更したのであろう。

⑧観察期間

過去3か月平均と過去1年平均のうち低いほうを用いる。変更前は、過去3年平均と過去10年平均のうち低いほうであった。市場金利連動性を高め、標準利率の変更が起りやすくなるように、観察期間を短くしたのであろう。

⑨安全率係数

上記⑧で得られた数値を表3に従って区分し、安全率係数を乗じて得られた数値を合計して、それを基準利率とする。

(表3) 変更後の安全率係数

対象利率	安全率係数
0～1%部分	0.9
1～2%部分	0.75
2～4%部分	0.5
4～6%部分	0.25
6%～部分	0.25

(注) 平成八年大蔵省告示第四十八号より作成

変更前に比べると、対象利率4～6%の部分の安全率係数が0.5から0.25に引き下げられている。この部分では、従来に比べ保守的な(すなわち低い水準の)標準利率が設定されるようになってきている。より健全性を高める観点からの変更と解釈できるが、市場金利連動性を高める観点からは、逆の効果をもたらしかねない変更にも見えそうだ。

③ 標準利率の設定

⑦ 変更の要否判定

上記で得られた基準利率を現在の標準利率と比較して、0.25%以上乖離しているときに標準利率の変更を行う。この点については、変更前は0.5%以上乖離とされていた。ここでも、標準利率の変更が起こりやすくなるように制度設計されているようだ。

もっとも、さらに市場金利連動性を高めるために、0.25%をもっと小さくする、あるいはこの条件をなくすという考え方があるかもしれない。しかし一方で、保険契約の長期性に鑑み、わずかな市場金利の変動に標準利率を連動させる必要はなく、安定的な制度運営を行えばよいという考え方もあるだろう。この両方の考え方を考慮し、

0.5%から0.25%に変更されたものと見ることができるとは考えられない。

⑧ 新しい標準利率

基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率を新しい標準利率とする。この点は、従来と同じである。標準利率の安定的な運用に配慮されたのかもしれない。

⑨ 適用開始日

基準日の3か月後の新契約から適用する。変更前は6か月後であった。これも市場金利連動性を高めるためのものである。

上記の内容を整理すると

- ・デュレーションの長期性を踏まえ
20年国債のデータを加える。

とともに、

- ・市場金利連動性を高めるために
変更頻度を高める。

市場金利の観察期間を短縮する。

変更要否判定の乖離幅を小さくする。

基準日と適用開始日の間隔を短くする。

という内容になっているといえるだろう。

一方で、

- ・安全率係数を一部保守的に変更する。

ことにより、健全性を高めているといえるだろう。もっとも、この変更は市場金利連動性を高める方向とは逆の効果を持つものともいえるだろう。市場金利連動性と健全性の両面に配慮した変更と解釈できるかもしれない。

(3) 変更後の設定方法——一時払養老・年金

① 基準日、変更頻度

一時払終身と同じであり、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日を基準日とする。変更頻度は年4回である。

② 基準利率の算出

⑦対象利率

10年国債流通利回りを用いる。これらの保険では、一時払終身ほどデュレーションが長くない可能性があるため、20年国債の流通利回りを参照しないこととされたのであろう。ただし、保険期間が20年以上または被保険者の死亡のときまでのものについては⁵、一時払終身に合わせ、10年国債流通利回りと20年国債流通利回りの平均値を用いることができるとされている。

⑧観察期間

一時払終身と同じで、過去3か月平均と過去1年平均のうち低いほうを用いる。

⑨安全率係数

一時払終身と同じで、表3による。

③基準利率の設定

⑦変更の要否判定

一時払終身と同じで、基準利率が現在の基準利率から0.25%以上乖離しているときに基準利率の変更を行う。

⑧新しい基準利率

変更前の方法、変更後の一時払終身と同じで、基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率を新しい基準利率とする。

⑨適用開始日

一時払終身と同じで、基準日の3か月後の新契約から適用する。

(表4) 基準利率設定方法

項目	変更後			変更前
	一時払終身	一時払養老・年金	その他	
①基準日 変更頻度	1/1、4/1、7/1、10/1 年4回	同左	10/1 年1回	同左
②基準利率				
⑦対象利率	(10年国債流通利回り+20年国債流通利回り)/2	10年国債流通利回り(注2)	10年国債応募者利回り	同左
⑧観察期間	過去3か月平均と過去1年平均の低いほう	同左	過去3年平均と過去10年平均の低いほう	同左
⑨安全率係数				
対象利率				
0～1%部分	0.9			同左
1～2%部分	0.75			同左
2～4%部分	0.5	同左	同左	同左
4～6%部分	0.25			0.5
6%～部分	0.25			同左
③基準利率				
⑦変更要否判定	基準利率が基準利率から0.25%以上乖離	同左	基準利率が基準利率から0.50%以上乖離	同左
⑧新基準利率	基準利率に最も近い0.25%の整数倍の利率	同左	同左	同左
⑨適用開始日	基準日の3か月後の新契約から適用	同左	翌年4月1日以降の新契約から適用(6か月後)	同左

(注1) 平成八年大蔵省告示第四十八号より作成

(注2) 保険期間が20年以上または被保険者の死亡のときまでのものについては、10年国債流通利回りと20年国債流通利回りの平均値とすることができる。

以上の内容を整理すると、

- ・変更内容は一時払終身と基本的に同じで、市場金利連動性を高めることを主たる変更内容としつつ、安全率係数を一部保守的に変更する。

とともに

- ・10年国債応募者利回りをベースとしつつ、保険期間20年以上または終身の契約については、一時払終身にあわせ20年国債のデータも使用できることとする。

といえるだろう。保険契約のデュレーションの違いによって、基準利率算出に用いるデータを区分できることとしたものである。

(4) 変更後の設定方法—その他の保険

一時払終身、一時払養老、一時払年金等の一時払保険以外のその他の保険は、平準払の保障性商品等が該当し、他の金融商品と競合することが少ない。このため、市場金利との連動性を高める必要性はそれほどでもなく、それよりも健全性確保が重要であるといえるだろう。そこで、今回の変更でも、基本的には変更前の方法がそのまま踏襲されており、変更されたのは表3の安全率係数だけである。繰り返しになるが、安全率係数はより保守的なものへの変更なので、平準払商品等のその他の保険の標準利率は、より保守的に設定されるようになったといえるだろう。

以上の変更内容をまとめたものが表4である。

4. 変更の影響と今後の見通し

ここまで、今回の標準利率設定方法の変更内容を見てきたが、この新しい設定方法は本年4月1日以降に締結される契

約に適用されることになっている。そこで次に、現在の市場金利状況を踏まえ、今回の変更が標準利率にどのような影響を与えるかを見てみよう。さらに、今回の変更が、現在検討されている経済価値ベースの責任準備金評価にどのように関係するのかについて、若干の考察を行いたい。

(1) 2015年4月の標準利率

① 引き下げ—一時払養老・年金

本年4月1日以降に締結される新契約の標準利率については、一時払保険では、2014年の1年間と、10月から12月までの3か月間の市場金利を参照して決定される。その具体的な標準利率の水準であるが、表5の①に示すとおり、一時払養老・年金では0.5%に変更される⁶。10年国債流通利回りが0.5%を下回る超低金利状況にあるため、新制度適用と同時に現行の1.0%から0.5%に引き下げられることとなったものである。

なお今後、一時払養老・年金の標準利率が0.75%に引き上げられるためには、たとえば、

(表5) 2015年4月適用
一時払保険の標準利率 (%)

	①10年国債	②20年国債	③(①+②)/2
流通利回り			
14年 1～3月	0.629	1.495	1.062
4～6	0.603	1.472	1.037
7～9	0.534	1.394	0.964
10～12	0.448	1.250	0.849
年平均	0.553	1.402	0.977
3か月平均	0.448	-	0.849
1年平均	0.553	-	0.977
基準利率	0.403	-	0.764
標準利率	0.5	-	1.0

(注) 財務省 過去の金利情報より作成

①は一時払養老・年金

③は一時払終身、なお保険期間20年以上の一時払養老・年金は、この内容を適用することができる。

10年国債流通利回りが0.84%という状態が約1年続くことが必要になる⁷。意外に長い期間が必要であり、金利感応度はそれほど高くないとの印象を持たれるかもしれないが、これは3か月平均と1年平均のうち低いほうを参照することによるものである。なお、たとえば、本年4月から6月までの期間で、10年国債流通利回りが2%を上回るような状況になれば、その期を含む過去1年間の平均利回りが0.84%を上回る可能性があるため、その場合は、本年10月1日以降に締結される契約に適用される標準利率は0.75%に引き上げられることになる。

② 据置（近々に引き下げも）――一時払終身

次に、一時払終身の標準利率については、20年国債流通利回りも参照することとされているので、表5の③に示すとおり、現行の1.0%で据え置かれることになる。

これは、直近3か月の対象利率が0.849%であり、その結果、基準利率が0.764%と、わずかではあるが0.75%を上回ったことによるものである。この水準で今後も推移すれば、この先も標準利率は1.0%で据え置かれることになる。しかし昨年12月には、さらに金利水準が低くなっており、12月単月の対象利率は0.765%であった。そして、今年の1～3月でもこの水準で推移すれば、そのときの基準利率は0.689%となり、7月には標準利率が0.75%に引き下げられることになる。

なお今後、標準利率が1.25%に引き上げられるためには、たとえば、10年国債流通利回りが1.0%のときに、20年国債流通利回りが1.94%⁸というような状態が約1年継続することが必要である。

以上のように、一時払保険の標準利率は、

以前の制度に比べ変更が起こりやすくなっているとはいうものの、現在の低金利状況を前提にすると、それほど頻繁な変更が起こらない、相当程度安定的な制度になっているともいえるだろう。

③ 当面据置―その他の保険

その他の保険については、基本的には変更前の制度を引き継ぎ、観察期間の設定や変更の要否判定が保守的に行われるため、表6に示すとおり、現行の1.0%で据え置かれることになる。

(表6) 2015年4月適用
その他の保険の標準利率(%)

	10年国債応募者利回り
04.10～05.9	1.363
05.10～06.9	1.698
06.10～07.9	1.721
07.10～08.9	1.550
08.10～09.9	1.396
09.10～10.9	1.266
10.10～11.9	1.138
11.10～12.9	0.929
12.10～13.9	0.749
13.10～14.9	0.608
3年平均	0.762
10年平均	1.242
基準利率	0.686
標準利率	1.0

(注) 財務省 国債入札情報より作成

その他の保険に関しては、観察期間が少なくとも3年間であることと、基準利率が現在の標準利率から0.5%以上乖離したときに標準利率が変更されることから、表7に示すとおり、今後10年国債応募者利回りが0.5%で推移⁹したとしても、標準利率が0.5%に引き下げられるのは2017年4月になる。その間、標

準利率は10年国債応募者利回りを上回り続けることになる。その他の保険については、このように金利感応度が低い、安定的な制度になっている。将来の金利動向は予測できないことや保険契約の長期性に鑑み、安定的な制度になっているのであろう。

(表7) その他の保険標準利率
(2014年10月以降、10年国債応募者利回りが0.5%で推移した場合(%))

	適用開始日	
	2016年4月	2017年4月
10年国債応募者利回り		
3年平均	0.619	0.536
10年平均	1.155	1.036
基準利率	0.557	0.482
標準利率	1.0	0.5

(注) 財務省 国債入札情報より作成

市場金利が一時的に上昇したときに、それに反応して、すぐに標準利率が引き上げられるような制度設計は、保険会社の健全性、保険制度の安定性の観点から望ましくないという考え方があるだろう。しかし、安定性を維持する仕組みが効き過ぎて、現在のように10年国債応募者利回りが1.0%を下回るような低金利状況が継続しているときに、標準利率が1.0%で据え置かれ、標準利率が市場金利を長い期間上回ってしまうことは、健全性の観点から、あまり心地よい状態とはいえないように思われるが¹⁰、いかがだろうか。

(2) 経済価値ベースの責任準備金評価との関係

経済価値ベースの責任準備金は、評価時点の実績死亡率、市場金利等をベースにして、市場整合的な評価を行うものである。ここで、

責任準備金に対応する資産が債券のとき、資産と責任準備金が整合的に評価されることになる。このことから、経済価値ベースの責任準備金評価は、保険会社に対してALMの取組みを促す効果を持っていることがわかる。

これに対し、今回の変更後の一時払保険の標準利率は、経済価値ベースのものであるとはいえないだろう。変更頻度を高め、観察期間を短くし、変更の要否判定のハードルを低くするとともに基準日と適用開始日の間隔を短くして、以前の設定方法よりも市場整合的な要素を高めている。しかし、それでも前に見たように、金利感応度はそれほど高くなっていない。さらに、安全率係数の存在が標準利率の市場金利連動性を低いものにしていく。しかも今回の変更では、安全率係数をより保守的な方向に見直している。この安全率係数の変更が標準利率に与える影響は表8のとおりである¹¹。

(表8) 安全率係数の変更が標準利率に与える影響

対象利率 (%)	標準利率 (%)		
	①変更後	②変更前	③ (①-②)
1	1.0	1.0	-
2	1.75	1.75	-
3	2.25	2.25	-
4	2.75	2.75	-
5	3.0	3.25	▲0.25
6	3.25	3.75	▲0.5
7	3.5	4.0	▲0.5
8	3.75	4.25	▲0.5

(注) 平成八年大蔵省告示第四十八号より作成

ところで、安全率係数をより保守的な内容に変更したのは、一時払保険の標準利率の適用にあたり、ALMの実施を要件としなかったことも理由の1つではないかと思われる。たとえば、一時払終身について、10年国債に加

え20年国債も対象利率としたが、この標準利率を適用するにあたり、保険会社の実際の資産運用が債券中心であり、そのデュレーションが約15年であるかどうかを確認することは求めている。先に述べたとおり、保険業界全体の傾向として、長期の債券投資が行われるようになってきているようである。しかし、保険会社各社の資産運用実態を確認して標準利率適用の可否を判断するような仕組みにはなっていない。新しい標準利率の適用において、各社のALMの実施状況の確認は行われないのである。

そもそも標準責任準備金（標準利率）は、保険会社の資産運用がどのようなものであれ、保険会社の健全性確保の観点から責任準備金の評価方法（評価利率）を設定する制度であると見ることができる。この性格は変更後の制度でも引き継がれているのではないだろうか。このことが、今回の変更において、安全率係数をより保守的な方向に見直すことにつながったのではないと思われる。

すなわち、20年国債を対象に加えると、対象利率は以前のものよりも高くなるだろう。しかし、その対象利率に従来の安全率係数を適用して標準利率を設定すれば、保険会社のALMの実施状況によっては、金利リスクが以前よりも高くなってしまいう可能性があるかもしれない。そこで、対象利率の変更にあわせ、安全率係数をより保守的に設定することにより、金利リスクを抑えようとしたと見ることもできるように思えるのである。

ところで、会計上の取扱いとして保険業に認められている責任準備金対応債券について、これを償却原価法で評価するためには、適切な区分を設定し、その区分内で責任準備金のデュレーションが責任準備金対応債券の

デュレーションの0.8から1.25の間にあることが求められている¹²。ここでは、保険会社におけるALMの実施状況の確認が必要とされているのである。標準利率についても、その適用にあたって、責任準備金対応債券で必要とされているような要件を設定するとともに、安全率係数を1に近づけること等によって、標準利率の市場金利連動性をより高めていくことも考えられるのではないだろうか。このことにより、一時払保険の責任準備金をより経済価値ベースの評価に近いものにするができるだろう。

保険会社のソルベンシー評価については、将来的には経済価値ベースによる方法を目指すことが金融庁から示されている¹³。したがって、責任準備金も経済価値ベースで評価されることが想定されているものと思われる。現行の標準責任準備金制度と経済価値ベースの責任準備金評価では、内容が大きく異なる。そこで、前者から後者へのスムーズな移行方法を検討するためにも、標準責任準備金の市場金利連動性を高めていく取組みは、重要な意味を持つものであると考えることもできるのではないだろうか¹⁴。

5. おわりに

割引率が生命保険商品に与える影響はたいへん大きい。1970年代の狂乱物価の後、予定利率の引き上げが行われた。しかし、このことがその後の逆ざやを招く一因にもなった。そして、1980年代後半のバブル経済の後、市場金利の低下にあわせ、予定利率は一貫して引き下げられてきた。

1996年に施行された新保険業法では、保険会社の健全性確保の観点から標準責任準備金制度が導入された。また標準利率の透明性を

高めるために、2001年には標準利率の具体的な設定方法が定められた。その後、低金利が長引く中で、標準利率は安定的に推移した。2001年4月から2013年3月までの12年間、標準利率は1.5%から動くことはなかった。市場金利が低水準で推移したことが主な原因であるが、0.5%以上乖離しない限り変更しないという規定が標準利率の変更を起こさせない効果を持ったことも1つの原因だろう。

しかし一段と低金利が進行したことから、標準利率は2013年4月に1.0%に引き下げられた。標準利率設定方法の変更が行われなければ、これからも当分の間、1.0%の標準利率が維持される可能性があるだろう。

一方で、将来の金利上昇に備えることは重要だろう。仮に変更前の方法に従えば、市場金利が上昇に転じて、標準利率が上昇するまでにはタイムラグが生じる。これは、生命保険業界には悩ましいことである。預貯金等他の金融商品の利回りは市場金利に連動して上昇するだろう。しかし生保の標準利率の上昇は緩やかなものになり、魅力的な保険商品を提供することは容易ではないという状況になるだろう。

そのような中での一時払保険の標準利率設定方法の変更である。一時払保険は、将来の保険料払込がないのでALMになじみ易い保険種類であり、それを踏まえたものである。標準利率は、保険会社の健全性維持の観点から、保守的に設定されることが必要であることはいうまでもない。しかし、一時払保険では、適切なALMを行うことを前提に、標準利率の金利感応度を高めることは合理的であるといえるだろう。

もっとも、変更後の制度では、ALMとの関係が必ずしも問われていない。そのこともあ

ってか、安全率係数を中心に、金利感応度が高くならないような要素も含まれている。

保険監督の国際的な調和が進められており、やがては責任準備金の経済価値評価が求められるときが来る可能性があるだろう。それに備えて、現在の標準責任準備金制度と経済価値ベースによる責任準備金評価との関係を整理しておくことが重要であろうと考える。責任準備金評価を巡る今後の動向を引き続き注視していきたい。

(参考文献・資料)

- ・ 保険毎日新聞社 (1989) 『生保商品の変遷』
- ・ 猪ノ口 勝徳 (2013) 「民間生命保険会社の予定利率の変遷と生保商品動向」『共済総研レポート』No.125
- ・ 勝野 健太郎 (2014) 「標準利率算出ルールの見直し」『生命保険経営』第82巻第5号
- ・ 金融庁 (2007) 「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」
- ・ 金融庁 (2014) 「「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を改正する件（案）」の公表について」
- ・ 財務省 国債入札情報
- ・ 財務省 過去の金利情報
- ・ 日本銀行 (2012) 「わが国生命保険会社のバランスシート構造と国債投資」『日銀レビュー』2012-J-16
- ・ 日本公認会計士協会 (2000) 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」

- 1 「「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）の一部を改正する件（案）」の公表について 金融庁 平成26年4月1日」から引用
- 2 新保険業法が導入されるまで、保険料計算に用いる予定利率と責任準備金計算に用いる予定利率は同じものであった。
- 3 平準払保険の場合、保険料は保険期間にわたり払い込まれるが、その保険料は契約開始時に決定することが必要なので、保険料計算に用いる予定利率はその時点で決めることになる。責任準備金計算に用いられる標準利率も契約開始時に決められる。しかし、実際に保険料が払い込まれるときの市場金利がどのようになっているかを予想することは困難である。したがって、予定利率（標準利率）と市場金利の間に不一致が生じることは避けられない。このように、平準払保険のALMは、一時払保険に比べ容易ではない。なお、一時払保険でも、解約返戻金保証を行っている場合には、金利上昇時に資産価格が下落するが、負債（責任準備金）価格は下落しないので、この点に関連する金利リスクは回避することができない。
- 4 日銀レビュー「わが国生命保険会社のバランスシート構造と国債投資」（2012年11月）によれば、生保の資産デュレーションは2004年の約7年から2011年の約11年に長期化していることが示されている。
- 5 本件に関する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」において、一時払個人年金の保険期間は据置期間と年金支払期間の合計であるとされている。このため、たとえば据置期間が5年の契約の場合、年金支払方法が10年確定年金であれば保険期間は15年であり、終身年金であれば保険期間は終身である。
- 6 保険期間20年以上の一時払養老・年金（終身年金を含む）については、後で述べる一時払終身と同じ取扱いとすることができるので、そちらも参照いただきたい。
- 7 対象利率が1.0%を下回る部分の安全率係数が0.9なので、対象利率が0.84%のときに基準利率が0.75%を上回ることになる。
- 8 10年国債流通利回りと20年国債流通利回りの平均が1.47%のときに、基準利率が1.25%を上回る。
- 9 表7では、直前の基準日である2014年10月以降の10年国債応募者利回りが0.5%で推移する前提で計算を行っている。しかし、最近の状況を見ると、2014年10月から2015年1月までの4か月間の10年国債応募者利回りの平均値は0.431%と0.5%を下回っている。そこで、この4か月間の実績を用いるとともに、2015年2月以降の10年国債応募者利回りがこの水準で推移する前提で今後の標準利率の試算を行ったが、この場合でも標準利率の引き下げは2017年4月に行われるという結果は変わらなかった。さらに2015年1月の10年国債応募者利回りは0.295%まで低下したが、2015年2月以降の10年国債応募者利回りがこの水準で推移する前提でも、標準利率の引き下げは2017年4月に行われるという結果は変わらなかった。なお、2015年2月以降の10年国債応募者利回りが0.25%以下の水準で推移すれば、標準利率の引き下げは2016年4月に行われることになる。
- 10 標準利率が市場金利を上回り、利差損益で逆ざやが生じていても、危険差損益、費差損益で利益を計上し、3利源合計で利益を確保できていれば問題ないという考え方もあるだろう。しかし、保険会社の健全性確保の観点からは、3利源それぞれで利益を計上することが望ましい。また保険商品には保障性の強い商品、貯蓄性の強い商品など、さまざまな種類の商品があるが、その中で、3利源それぞれでバランス良く利益を計上することが、契約者間の公平性確保の観点から望ましいといえるのではないだろうか。
- 11 一時払終身では、20年国債流通利回りも対象利率に加え、対象利率が変更前のものよりも高くなるように変更されている。このため、今回の変更で安全率係数が保守的な方向に見直されているが、同じ市場金利環境下において、変更後の標準利率が変更前の水準を下回るとは限らない。このことは、保険期間20年以上の一時払養老・年金で、一時払終身と同じ取扱いを適用するときにも当てはまる。
- 12 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（2000年11月16日）参照
- 13 金融庁「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（2007年4月）によれば、「ソルベンシー規制の今後あるべき姿として、経済価値ベースで保険会社のソルベンシーを評価する方法を目指すべきである」とされている。
- 14 一時払保険の場合、保険契約とデュレーション

がマッチした債券投資を行うことにより、ALMを実行することができる。このため、ソルベンシー評価、会計の両面でALMに基づく適切な制度運営を行うことが可能になる。一方、平準払保険の場合、保険料は保険期間にわたり払い込まれるので、予定利率と市場金利の間に不一致が生じることは避けられない。このような状況下で、経済価値ベースの責任準備金評価を行えば、保険料と責任準備金の関連性が失われるので、適正な損益計算を行うことは困難になる。このため、会計上の責任準備金評価については、単なる経済価値ベースではない評価方法が必要になる可能性がある点に留意が必要である。なお、ソルベンシー評価については、会計から離れて、経済価値評価に基づく制度とすることは考えられるだろう。もっとも、会計上の評価とソルベンシー評価を別のものにする、実務負担が重くなるという別の種類の問題が発生するだろう。